

# 工事書類簡素化の手引き

## 【土木関係工事】

～ 現場品質向上のために ～

令和6年7月

中津市

# 目次

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

1. 簡素化の原則
2. 簡素化のポイント
3. 簡素化の内容
4. 電子納品運用ガイドライン(写真管理)
5. 工事書類の整理例

# 1. 簡素化の原則

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

○発注者は、不要な書類の

提出、提示は求めない！

○受注者は、不要な書類の

作成、提出はしない！

## 2. 簡素化のポイント

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

### ○着手前

Point① ≪ 施工計画時点でしっかり協議 手 ⇨ ≫

Point② ≪ 簡素化の手引きを活用 手 ⇨ ≫

### ○施工中

Point③ ≪ 協議や報告の書類は、必要最小限かつ簡潔に 手 ⇨ ≫

### ○完成時

Point④ ≪ 電子納品(工事写真)で“印刷・インデックス”の削減 手 ⇨ ≫

Point⑤ ≪ “提示”書類は原本を 手 ⇨ ≫

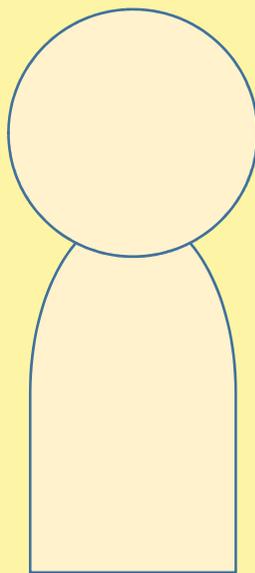


# Point② ≪ 簡素化の手引きを活用 ≫ (一部改訂)

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

「簡素化の手引き」の内容を確認して、不要な書類の  
“提出は求めない” “作成はしない” を徹底しましょう!!

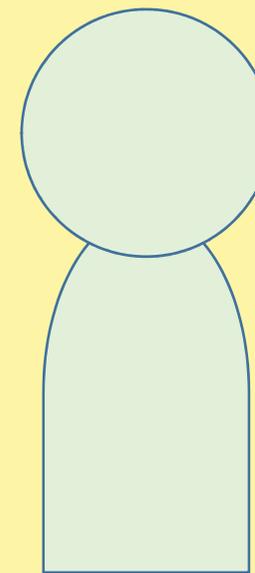
この書類は簡素化  
されたんですね



簡素化  
手引き



手引きの内容を  
確認しましょう



※自動出力される資料やすでに撮影した写真を削除する等の「簡素化のため  
の手戻り作業」は不要です。



# Point④ ≪ 電子納品で“印刷・インデックス”の削減 ≫

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

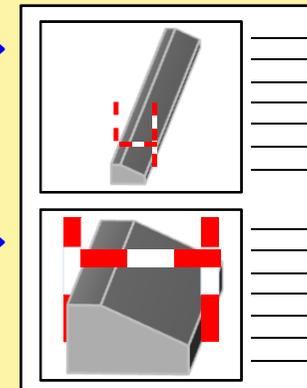
印刷等の手間削減に加えて、写真はモニターで拡大して確認できれば、近景写真も必要なくなります!!

電子納品は  
電子媒体②「写真のみ」  
でもOK



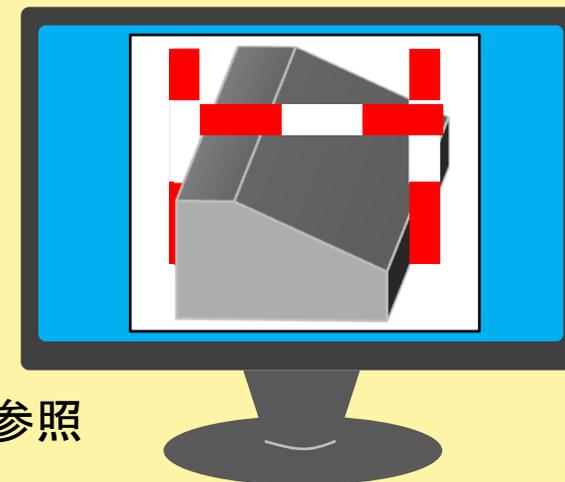
電子データを  
モニターで拡大

紙だと拡大  
できないから



遠景写真を拡大して確認できればOK

電子小黑板だと  
整理手間も削減



詳しくは49～50ページ参照

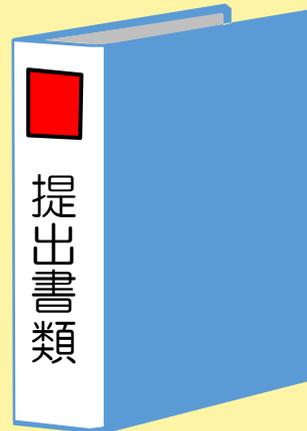
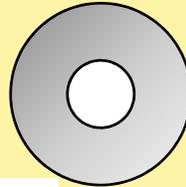
# Point⑤ ≪ “提示”書類は原本を 👉 ≫

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

“提示”書類は、会社や現場事務所にファイルで綴じている資料をそのまま検査時に持参するようにしましょう!!

- 一覧表を使って  
最終チェック!

電子書類  
(写真)



- 紙と電子の二重提出は、しない、させない!
- 提出なのか、提示なのかをしっかりと確認!

工事書類一覧表(土木関係工事)

作成 時期	種別	書類名称	提出 時期	提出 場所		提出 方法		備考
				提出 場所	提出 方法	提出 場所	提出 方法	
土 木 工 事	1	提示・書類・図説書 <全労務計画書等>	概略図作成	立	○			
	2	提示・書類・図説書 <設計図書(設計図書)>	概略図作成	立	○			
	3	提示・書類・図説書 <地下埋設物・埋設物位置等図等>	概略図作成	立	○			
	4	提示・書類・図説書 <地下埋設物・埋設物位置等図等>	概略図作成	立	○			提示書(原本)・提示書の提出(原本)と並行して提出(原本)・提示書の提出(原本)と並行して提出(原本)
	5	提示・書類・図説書 <地下埋設物・埋設物位置等図等>	概略図作成	立	○			
	6	提示・書類・図説書 <地下埋設物・埋設物位置等図等>	概略図作成	立	○			下層部の図等(中心) 内容に誤りがないか確認する
	7	提示・書類・図説書 <各種計測図(測量計測図等)の提出>	概略図作成	立	○			測量計測図等
	8	提示・書類・図説書 <各種計測図(測量計測図等)の提出>	概略図作成	立	○			測量計測図等
	9	提示・書類・図説書 <設計図書(設計図書)>	概略図作成	立	○			工事設計図書(原本)を提出
	10	提示・書類・図説書 <設計図書(設計図書)>	概略図作成	立	○			測量(原本)の提出
機 器	1	提示・書類・図説書 <設計図書(設計図書)>	概略図作成	立	○			測量(原本)の提出
	2	提示・書類・図説書 <設計図書(設計図書)>	概略図作成	立	○			測量(原本)の提出

提示書類は、  
検査用にあらためて作らない!  
原本を綴じたファイルをそのまま!  
インデックス等も必要なし!  
見栄えは高評価に繋がらない!



# 3. 簡素化の内容

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

1. 施工計画書
2. 工事打合簿
3. 工程管理資料
4. 品質管理資料
5. 出来形管理資料
6. 段階確認立会資料
7. 品質証明資料
8. 安全管理資料
9. 写真管理資料
10. 建設副産物
11. その他

# 1-1. 施工計画書(一部改訂)

前回の赤色 ⇨ 緑色  
今回の改訂 ⇨ 赤色

「維持工事等簡易な工事」及び「災害応急工事」における施工計画書の記載内容は、  
**(1)(2)(3)(7)(8)(9)(12)の7項目のみ!**

○ ○ ○ 工事
○ <b>施 工 計 画 書</b>
○ 令和 年 月 日
○ (株) ○ ○ 建設
発注機関：中津市

目 次
○ (1) 工事概要
(2) 計画工程表
(3) 現場組織表
(4) 指定機械
(5) 施工方法
(6) 施工管理計画
(7) 安全管理
(8) 緊急時体制及び対応
(9) 交通管理
○ (10) 環境対策
(11) 現場作業環境の整備
(12) 建設副産物
(13) その他
発注機関：中津市

## < Memo >

・「維持工事等簡易な工事」とは、設計額300万円未満の工事

・「災害応急工事とは、公共土木施設災害復旧事業に関する応急工事(工事名に「応」が含まれる工事)及び災害等で緊急的な対応が必要となり、緊急発注同いや随意契約で契約をした工事

**当初施工計画書チェックリスト(土木関係工事)で確認ができる為削除!!**

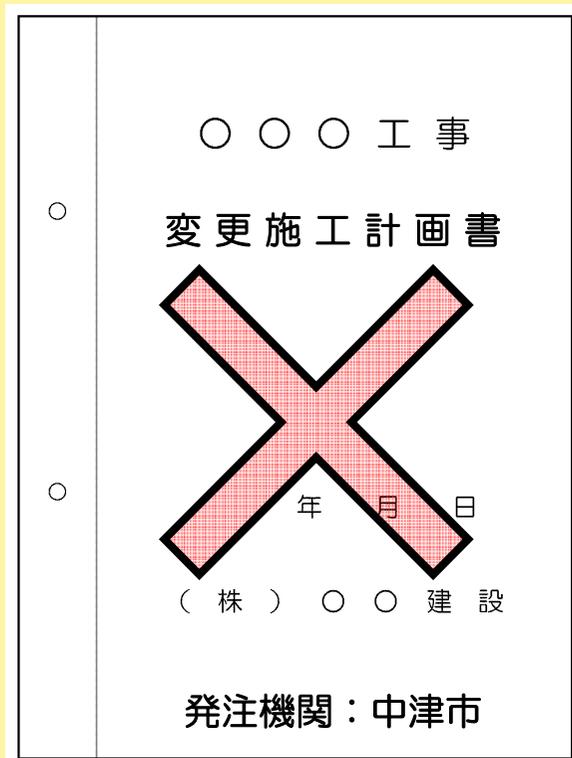
~~・監督員の承諾を得る必要あり~~

※R4.3月の改訂により「施工計画書の主要船舶・機械と主要資材は、記載不要！」(1-7.施工計画書)を追加したことから、本件も「主要資材」が記載不要となり、これまでの8項目が7項目になりました。

# 1-2. 施工計画書

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

工期や数量だけの軽微な変更等で施工計画に大きく影響しない場合には変更施工計画書は提出不要!



## < Memo >

【変更施工計画書提出不要の例】

- 工期末の精算変更のみの工事概要
- 施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増減
- 1ヶ月以内の工期延長のみの場合
- 監督員との協議の結果、不要とした場合

※注意

- 変更施工計画書は、変更箇所のみ提出でよい
- 提出時期は、変更の対象工事に着手する前まで





# 1-5. 施工計画書

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

施工計画書に記載する施工方法の記載工種は、「**主要な工種**」等を標準とし、それ以外は不要!

- (1) 主要な工種
- (2) 共通仕様書の中で「通常の方法でより難しい場合は、あらかじめ施工計画書にその理由、施工方法等を記載しなければならない。」と規定されているもの。
- (3) 設計図書で指定された工法
- (4) 土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
- (5) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- (6) 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等
- (7) その他

土木工事共通仕様書において、監督員の「指示」「承諾」を得て施工するもの、又は「協議」「報告」「提出」するもののうち事前に記載できるもの、及び施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

「土木工事施工管理の手引き」より

## < Memo >

※この内容は、従来より「土木工事施工管理の手引き」の5-9施工方法に記載されていますが、受注者から、施工計画書の施工方法について記載対象工種を減らしてほしいとのご意見が多かったので周知のために記載しています。  
なお、施工計画書に記載する施工方法の記載工種については、計画書作成前に監督員と協議してください。

# 1-6. 施工計画書

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

施工計画書の工事内容は、記載不要！

〇〇〇工事  
施工計画書

令和 年 月 日

(株) 〇〇建設

発注機関：中津市

## 工事概要

工事名			
河川又は路線名			
請負代金			
契約年月日			
工期	自 年 月 日～至 年 月 日		
発注者	中津市役所	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
受注者	(株)〇〇建設	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
	所在地	〇〇市	〇〇-〇〇〇
	〇〇作業所	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
	所在地	〇〇市	〇〇-〇〇〇
工事概要	道路改良 〇〇m		

## 工事内容

工事区分	工種	別細	別単	数量	単価	用途
道路改良	舗装	既設橋工	鋼管橋	本	1	
		新設橋工	鋼管橋	本	23	
	擁壁	2号	コンクリ	m	40	
		プロ	コンクリ	m <sup>2</sup>	25	
	路盤	厚鉄盤		m <sup>2</sup>	200	
		厚鉄盤		m <sup>2</sup>	700	
	土工	土工		m <sup>2</sup>	700	
		土工		m <sup>2</sup>	700	
仮設工			式	1		

## < Memo >

※工事概要に設計概要を追加し、具体的な工事内容は記載不要とする。

・数量総括表の記載(添付)不要。  
【市独自】

# 1-7. 施工計画書

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

施工計画書の主要船舶・機械と主要資材は、記載不要！

## 5-7 主要船舶・機械

- ・工事に使用する船舶・機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）以外の主要なものについて記載する。
- ・摘要欄には用途を明記する。また、交通船と監視船が併用の場合は、摘要欄に記載します。

### 【記載例：主要船舶・機械使用計画】

名称	規格	性能	単位	数量	摘要
台船	鋼製	500t積	隻	1	方塊据付
曳船	鋼製	D3100Ps	隻	1	ケーソン曳航

## 5-8 主要資材

- ・工事に使用する指定材料及び主要資材について、品質証明方法及材料確認時期等について記載する。なお、資材搬入時期と施工工程表が整合していること。

### 【記載例：主要資材計画】

品名	規格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期			摘要 (確認時期等)
					月	月	月	
生コンクリート	21N/mm <sup>2</sup>	300m <sup>3</sup>	〇〇コン	試験成績表	■■■■■			
異形棒鋼	D13	750	〇〇製鉄	ミルシート	■■■■■			
再生クラッシュ	RC-40	50m <sup>3</sup>	〇〇砕石	試験成績表	■■■■■			

## < Memo >

※指定機械と主要船舶・機械との違い  
指定機械とは、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）です。  
主要機械は、指定されていないその他の機械で、積算内容に関わらず受注者の裁量で決定した機械です。

# 2-1. 工事打合簿

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

コリンズ関係書類の写しは提出不要！

登録のための確認のお願い

年 月 日

〇〇省□□局△△事務所

御中

以下の工事実績データの登録内容について確認をお願いします。

(訂正者)  
株式会社コリンズ・テクリス建設

登録対象工事情報	
登録種別	竣工登録

登録内容確認書（工事実績）

株式会社コリンズ・テクリス建設

御中

以下の内容は一般財団法人日本建設情報総合センターに工事実績として登録されていることを確認しました。

登録工事情報	
登録種別	竣工登録
受付年月日	2019年01月07日
登録年月日	2019年01月07日
登録番号	4999999999
件名	赤坂地区舗装修繕工事

## < Memo >

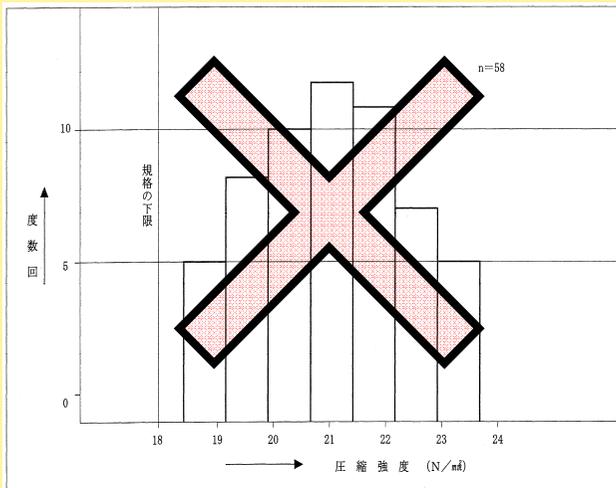
- ・コリンズから監督員へメールが送られる
- ・監督員は、内容を確認し、印刷、署名して受注者にメールでお知らせ
- ・登録が完了したかどうか、監督員に届くメールで確認
- ・500万円未満の工事は登録の義務なし
- ・変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合、変更申請を省略できる



# 4-1. 品質管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

ヒストグラム、X-R、 $\bar{X}$ -Rs-Rm関係の資料は、提出不要!



X-Rs-Rm管理データシート(2)

名 称	コンクリート	工 事 名	道筋舗装工事	期 間	自平成年月日	至平成年月日
品質・特性	圧縮強度	出 張 所 名				
測定単位	N/cm <sup>2</sup>	目標容量	21m <sup>3</sup> /日	受注者		
規格上限値		試料	大きさ 1回/3試料	現場代理人		
規格下限値		試料	間 隔 1日1回	測定者		
設計基準値	190kg/cm <sup>2</sup>	作業機械名		測定者		
月日	試験番号	測定値	計	代表値	移動	測定値
		a b c	Σ	X	範囲	内の値
4.12	1	18.7 19.2 19.8	57.7	19.23	1.1	X±E, R <sub>s</sub> =20.44±4.99-15.45-25.23 D <sub>s</sub> , R <sub>m</sub> =3.34-6.02 D <sub>s</sub> , R <sub>m</sub> =2.7×0.64=1.70
13	2	21.5 20.9 21.5	63.9	21.30	0.6	
14	3	22.1 22.1 21.5	65.7	21.90	0.6	X R <sub>s</sub> R <sub>m</sub>
15	4	18.7 18.7 19.8	57.2	19.03	1.1	平均 X=20.94 R <sub>s</sub> =1.84 R <sub>m</sub> =0.66
16	5	20.9 20.4 20.4	61.7	20.57	0.5	累計 X=20.71 7.36 3.3
		小 計	141.71	7.36	3.3	101.71 7.36 3.3
19	6	18.1 19.2 18.7	56.0	18.73	1.1	X±E, R <sub>s</sub> =20.18±5.98-14.25-26.11 D <sub>s</sub> , R <sub>m</sub> =7.29 D <sub>s</sub> , R <sub>m</sub> =2.83
20	7	22.6 22.6 20.9	66.1	22.03	1.7	
22	8	18.1 19.2 19.8	57.1	19.03	1.7	X=20.18 R <sub>s</sub> =2.23 R <sub>m</sub> =0.98
		小 計	59.73	2.83	1.7	累計 X=20.44 15.62 7.8
23	9	22.1 21.5 21.5	65.1	21.70	0.6	小計 X=20.71 7.36 3.3
24	10	19.2 18.7 18.1	56.0	18.67	1.1	X±E, R <sub>s</sub> =20.00±5.56-14.62-25.84 D <sub>s</sub> , R <sub>m</sub> =6.83 D <sub>s</sub> , R <sub>m</sub> =4.4
26	11	20.4 20.9 20.9	62.2	20.73	0.5	D <sub>s</sub> , R <sub>m</sub> =4.4
27	12	18.7 20.4 19.8	58.9	19.43	1.7	
28	13	18.7 19.2 19.3	57.2	19.07	0.6	平均 X=20.00 R <sub>s</sub> =2.09 R <sub>m</sub> =0.95
		小 計	99.60	9.42	4.5	累計 X=20.04 25.04 12.3
29	14	22.6 23.2 21.5	67.3	22.43	1.7	小計 X=20.00 9.42 4.5
30	15	19.8 19.8 18.7	58.3	19.43	1.1	
5.3	16	21.5 22.1 22.1	65.7	21.90	0.6	X±E, R <sub>s</sub> =20.31±6.09-14.22-26.40 D <sub>s</sub> , R <sub>m</sub> =7.49 D <sub>s</sub> , R <sub>m</sub> =2.87
4	17	18.7 19.2 20.4	58.3	19.43	1.7	
5	18	20.4 21.5 21.5	63.4	21.13	1.1	平均 X=20.31 R <sub>s</sub> =2.29 R <sub>m</sub> =1.047
6	19	18.1 19.2 19.2	55.5	18.83	2.0	累計 X=20.26 43.58 20.7
7	20	22.6 22.1 21.5	66.2	22.07	1.1	小計 X=20.26 43.58 20.7
		小 計	145.22	18.84	8.4	n d <sub>s</sub> D <sub>s</sub> E <sub>s</sub>
記 事						2 1.13 3.27 2.66
						3 1.69 2.67 1.77

## < Memo >

- 大分県土木建築部の「土木工事の施工管理基準及び規格値」・「土木工事施工管理の手引き」に記載。

- 度数表は、測定数が8点未満の場合は提出不要

※管理ソフト等により、自動的に書き込まれる場合には、そのまま提出してもいいですが、評価には関係ありません。

# 4-2. 品質管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

コンクリート二次製品は、検査時に試験成績書等の提出不要！

## 2. コンクリート二次製品の使用承諾は、表2によるものとする。

コンクリート二次製品の使用承諾時の添付書類(表2)

添付書類	JIS表示認証書を有する工場の製品			非JIS工場の製品(注5)
	検査済証交付工場の製品	検査済証未交付工場(注4)の製品	その他の製品	
検査済証の写し	○			
JIS表示認定証の写し			○	
形状、寸法、重量、配筋等を示す仕様及び図面	○	○	○	○
配合報告書(配合計算書を含む)	○	○	○	○
過去6ヶ月間の品質管理資料(注1)		※○	○	○
鉄筋ミルシート		※○	○	○
製造過程写真(注2)				○
QMR(品質管理責任者)、コンクリート技士及び主任技士の資格証等の写し			○	○
材令28日の圧縮強度試験成績書(注3)				○

検査済証とは、「大分県土木建築部が発注する工事に使用するコンクリート二次製品の工場検査要領」第6条に基づいて交付されるものである。

### 品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2	プレキャストコンクリート製品(JIS I類)	施工必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
3	プレキャストコンクリート製品(JIS II類)	施工必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
4	プレキャストコンクリート製品(その他)	施工必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

※ 品質管理監査会議「合格証」及び工事検査室「確認済証」の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略できる。

## < Memo >

・使用承諾時に、各製品毎に○印の書類を添付することから、検査時の品質管理資料としては、製品の外観検査(角欠け、ひび割れ調査)の写真を提出。

・砕石については使用承諾時に公的機関の骨材試験書(ふるい分け・修正CBR等)が提出されている場合は、品質管理資料としての提出は不要【市独自】

・アスファルト混合物についても使用承諾時にアスファルト混合物事前審査委員会の認定証の写しが提出されている場合は、品質管理資料としての提出は不要【市独自】

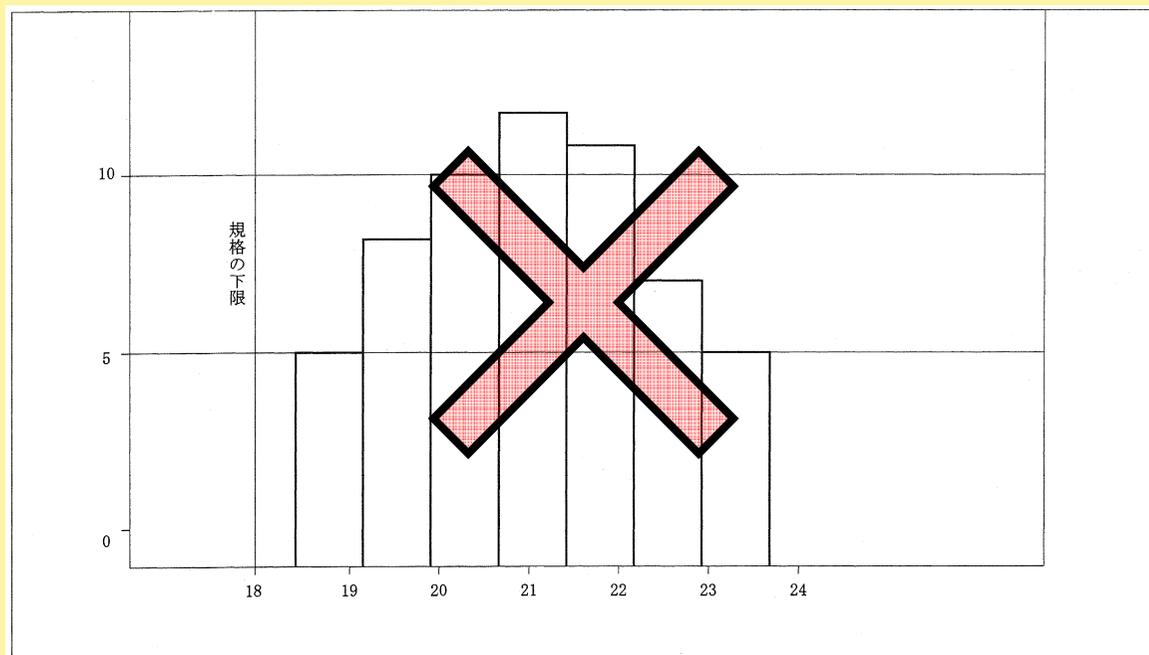
※本県では、県内で生産されるコンクリート二次製品について、年2回の工場検査を実施することにより、工事施工者等が行う製品の使用承諾時の手続きについて省力化できるようにしています。(大分県工事書類簡素化の手引きより抜粋)



# 5-1. 出来形管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

出来形管理資料には、ヒストグラムは不要!



## < Memo >

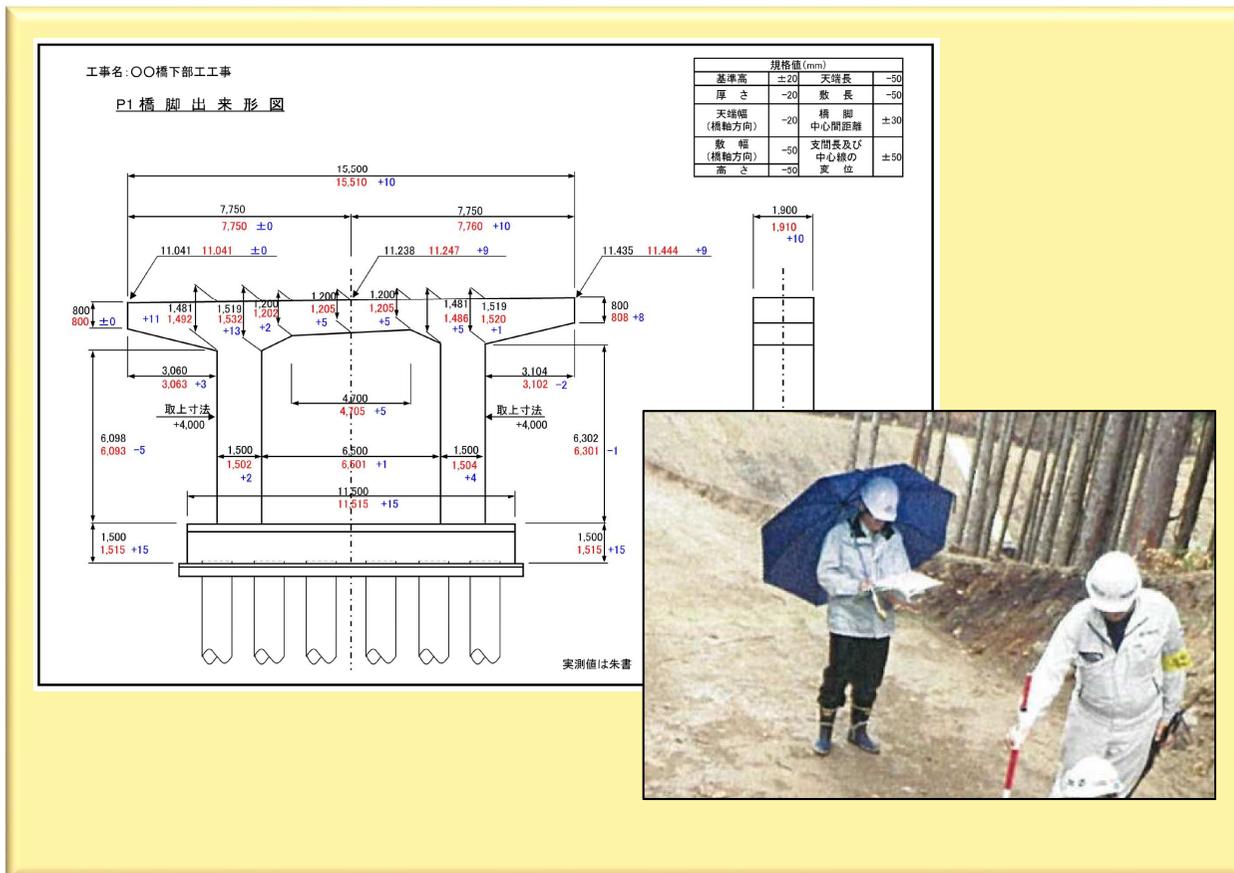
・大分県土木建築部の「土木工事施工管理の手引き」に記載

※管理ソフト等により、自動的に書き込まれる場合には、そのまま提出してもいいですが、評価には関係ありません。

# 5-2. 出来形管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

検査用の出来形管理図表は、作成不要！



## < Memo >

・完成検査等の際に現場で使用  
する出来形管理図表は、工事完  
成図書の出来形管理資料の中  
にある資料を発注者が持参



# 5-4. 出来形管理資料

前回の赤色 ⇨ 緑色  
今回の改訂 ⇨ 赤色

出来形管理の測定点が8点未満の工種は、能力図作成不要!

様式-3

工 工程能力図 測定者

測点番号  
又は区別

月 日

+

0

-

様式-7

出来形管理図表

管理種別

品質特性

品質量

測定者

出来形管理図

測点

管理位置		管理位置													
測点	規格値	設計値	測定値	設計値	測定値	設計値	測定値	設計値	測定値	設計値	測定値	設計値	測定値	設計値	測定値
測点	設計値	測定値	設計値との差												
又は区分				又は区分				又は区分				又は区分			

## < Memo >

※管理ソフトにより、自動的に能力図が表示されるような場合には、そのまま提出してもいいですが、評価には関係ありません。





# 6-2. 段階確認立会資料

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

立会（段階確認含む）の日程調整は、事前の書面提出不要！

指示・承諾・協議書 (土木事務所用)			
工事場所	線、川、港		市、郡 町、村、大字
工事名	第 号	工事	
受注者名			
番 号	NO.		
発 議 者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
協議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他( )		
協議事項	段階確認を下記日程でお願いします。 ○月○日 内容：○○○○		
処 理 者 ・ 回 答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 届出 します。	
回 答	処理・回答年月日	平成 年 月 日	内容回答予定日：平成 年 月 日
確 認 欄	所 長 (重要事項のみ)	次 長 (重要事項のみ)	技 術 監 督 員 (監督員 監 督 員)
	代 表 者 (重要事項のみ)	現場代理人	主任技師 (立会人)

※確認欄の役職名等については、所属の実情に応じて適宜修正して下さい。

## < Memo >

- 電話、メール等の方法でよい
- 施工計画書提出時に、連絡方法や時期などについて監督員と確認
- 急な立会依頼は避ける
- 受発注者のコミュニケーションを大切に

# 7-1. 品質証明資料

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

社内検査資料は、検査で使用した管理書類を提示！



提示任意



社内検査で使用した管理図表等

## < Memo >

- 社内検査は、施工者として品質を確保するための取り組み
- 状況写真の提示は任意
- 体裁を整える必要なし

※社内検査は、工事に問題がないか施工者が確認する自主的な検査ですので、社内検査の実施の有無は問いません。また、実施の場合、提示書類は会社独自の管理資料でかまいません。併せて管理写真の提示も任意とします。

検査では、施工計画書等に記載された社内の管理基準等に基づき管理されているかについて確認しています。

# 8-1. 安全管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

災害防止協議会、工事関係者連絡会議、安全教育・訓練は、報告書(任意様式)のみ提出!

〇〇〇〇 活動報告書

工事名	令和〇年度 〇〇〇第〇-〇号 〇〇〇〇工事			
実施日	令和〇年〇〇月〇〇日	実施時間	〇:〇〇 ~ 〇:〇〇	
実施場所	〇〇現場事務所、〇〇会社会議室			
実施者	〇〇 △太郎			
出席者 (××名)	会社名	参加者氏名	会社名	参加者氏名
	□建設	〇〇 〇〇	〇組	◇◇ ◇◇
	"	□□ □□		
	"	×× ××		
	△工業	☆☆ ☆☆		
"	◎◎ ◎◎			

【実施内容の概要】

※実施した内容を項目別により簡潔に書く

【実施状況写真】

※実施状況が分かる写真を1枚程度貼り付ける。

【備考】

- 本様式は「災害防止協議会」、「工事関係者連絡会議」、「安全教育・訓練」、「新規入場者教育」の活動報告書として作成する様式である。
- 上記の活動報告書は、各活動毎に作成し1枚程度で提出する。ただし、内容の説明が出来るよう活動時に使用した資料を後査時に持参し提示する。  
(同じ日に活動しても報告書は別々に作成する)

## < Memo >

・災害防止協議会、工事関係者連絡会議、安全教育訓練は、毎月、報告書(任意様式)を履行報告に併せて提出

・報告書(任意様式)は、開催日・実施時間、参加者、活動内容が分かる内容とし、実施状況写真を添付すること。

・その他の安全資料は、全て原本提示

# 8-2. 安全管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

KY、機械点検、足場点検等の記録資料は、原本を提示!

令和 元年 月 日 ( 曜日 ) 危険予知活動表 工事名: \_\_\_\_\_

今日の作業内容 \_\_\_\_\_ 協働会社名 \_\_\_\_\_

元請からの指示事項 \_\_\_\_\_

副長からの指示事項 \_\_\_\_\_

今日のヒヤリハット報告 \_\_\_\_\_

ヒヤリハット原因、経緯 \_\_\_\_\_

③ 多目的作業ごとの危険が取り違え  
雷対策: OOTするとは、OOTの危険  
侵入: 玉掛けで地盤がゆるむと、ワイ  
1 玉掛けの点検はせと? \_\_\_\_\_

2 現場の安全確認は毎日 \_\_\_\_\_

3 \_\_\_\_\_

4 \_\_\_\_\_

④ 私たちはこうします!  
危険性または有害性の除去、低減  
1 点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

2 点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

3 点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

4 点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

本日のワンポイント \_\_\_\_\_

⑤ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

⑥ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

⑦ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

⑧ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

⑨ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

⑩ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

⑪ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

⑫ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

⑬ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

⑭ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

⑮ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

⑯ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

⑰ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

⑱ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

⑲ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

⑳ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㉑ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㉒ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㉓ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㉔ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㉕ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㉖ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㉗ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㉘ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㉙ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㉚ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㉛ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㉜ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㉝ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㉞ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㉟ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㊱ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㊲ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㊳ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㊴ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㊵ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㊶ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㊷ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㊸ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㊹ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㊺ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㊻ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㊼ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㊽ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㊾ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

㊿ 作業員への指示事項  
点検 (点検は分業で行) \_\_\_\_\_

日常点検表

機械名: パ ッ ク ホ ウ

工事名: H30東局奥地第3号畷原地区治山工事 取扱責任者名: 半川 慎也

※ 取扱い注意事項

- 運転操作は、有資格者のみで行う。
- 修理、アタッチメントの取付けは、その者の指揮で行う。
- 作業は、作業計画に基づき行う。
- 路肩・法面での作業は、作業計画に基づき行う。
- 作業中は機械の周囲に立ち入らない。
- 合図は確認して行う。
- 運転席を離れる際は、キーを抜取る。
- 主たる用途以外の用途で使用する場合は、事前に確認を行う。

※ 点検箇所には、

No.	点検箇所
①	エンジン

日常点検表

機械名: ダンプトラック

工事名: H30東局奥地第3号畷原地区治山工事 取扱責任者名: 半川 慎也

※ 取扱い注意事項

- 運転操作は、有資格者のみで行う。
- 作業は、作業計画に基づき行う。
- 後退時の運転は、周囲を確認する。
- 作業区画内は徐行運転で進出すること。
- 積み込みの際は過積載しない。
- 運転席を離れる場合は、キーを抜取る。
- 主たる用途以外の用途で使用する場合は、事前に確認を行う。
- ダンプ時は、周囲を確認する。

わく組足場 日常点検表

工事名: H30東局奥地第3号畷原地区治山工事 点検責任者名: 矢野 康太郎

No.	点検項目	月/日	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1	枠組材の曲がり、変形等はないか。														
2	脚部の滑動、沈下防止措置はよいか。(則570)														
3	建地の間隔はよいか、垂直か、ジョイントは確実にロックしているか。														
4	布材は水平か、固定状況はよいか。														
5	交差筋交は全面に設けてあるか。(則570)														

垂直方向9m以上 水平方向8m以内ごととに横つなぎ また

## < Memo >

- ・法令で定められている点検記録等を提示
- ・会社又は現場事務所に保管してある書類をそのまま提示



# 9-1. 写真管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

建設機械や車両の低騒音型、低振動型、排出ガス対策型のラベル写真の撮影、提出は不要!



## < Memo >

- ・監督員が現地で確認

# 9-2. 写真管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

黒板の文字（設計値、実測値等）が確認できれば、写真帳の添え書きは不要！



舗装工
下層 砂盛
横断管理
設計値 T=150
実測値① T=150
実測値② T=160
実測値③ T=150
実測値④ T=150
実測値⑤ T=160
No.43+80

## < Memo >

- 電子納品で写真を拡大することで文字が読める場合も添え書きは不要

- 黒板を入れて撮影

- 黒板に誤記があれば添え書きにて修正の追記

※写真管理ソフト等により、自動的に添え書きされる場合には、そのまま提出してもいいですが、評価には関係ありません。

# 9-3. 写真管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

完成後に測定可能な部分の出来形写真については、出来形管理状況の分かる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略！

## 写真管理

### (1) 写真管理基準

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準第④(3)に定める土木工事の工事写真(電子媒体によるものを含む)の撮影に適用する。また、写真を検索と取り替えることも可とする。

### (2) 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。



### (3) 工事写真の撮影及び提出頻度

#### 1) 撮影頻度及び提出頻度

工事写真の撮影頻度は別紙表が基準一覽表に示すものとする。提出頻度は撮影量が一覽表の提出頻度に示すものとする。

2) 特別な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影提出するものとする。

#### (4) 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3次元計測技術を用いた出来形管理技術(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、関係図の規程による。

また、「IS・GISを用いた盛土の品質管理技術」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、関係図の規程による。

### (5) 工事写真の省略

1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況の分かる写真を1種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

### (6) 工事写真の編集等

写真の用途性を考慮し、写真編集は認めない。ただし「デジタル工事写真の小規模情報電子化について」(令和2年3月17日付け建設省189号 号または令和2年6月26日付け技術第355号)に基づく小規模情報の電子化の導入は、これに当たらない。

### (7) 工事写真の色彩

写真にカラーとする。

### (8) 工事写真の大きさ

写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。

ただし、次の場合に別の大きさとすることができる。

1) 着手前、完成写真等にヤビネ紙又はパネル写真(つなぎ写真等)とすることができる。

2) 監督員が指示するものはその指示した大きさとする。

### (9) 工事写真の大きさ

1) 工事写真紙は、4切版のフォーマット又はA4版とする。

### (10) 工事写真の提出回数及び形式

工事写真の提出回数及び形式は次に示すものとする。

1) 工事写真として、工事写真紙を1単位として1単位提出する。なお、ネガ又は電子媒体は発注者で5年間保管するものとし、監督員からネガ又は電子媒体提出の請求があった場合は提出するものとする。

2) 電子媒体は、CD-ROM、HDDを原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督員の承認を得るものとする。

3) 電子媒体の記録媒体はファイル形式はJPEG形式(非圧縮)またはPNG形式(圧縮)を原則とし、これ以外による場合は監督員の承認を得るものとする。

### (11) 工事写真の整理方法

写真は着手前、完成、工区、種別、測別又は名称ごとに分類し見やすいように定められた観点ごとに整理しなければならない。なお、電子媒体の整理方法は、監督員と協議して決めるものとする。

### (12) 写真管理における留意事項

1) 撮影項目、提出頻度は工事内容により不適切な場合は監督員の指示により追加、削減するものとする。

2) 施工状況等の写真については、デジタル等の活用ができるものとする。

3) 不可視となる出来形部分については、出来形測定機(非接触計測機)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

4) 撮影箇所がわからなくない場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面

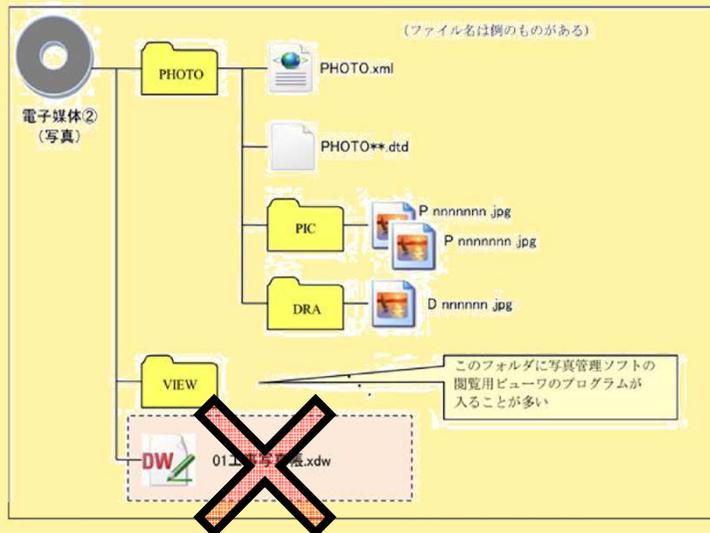
## < Memo >

・大分県土木建築部の「土木工事の施工管理基準及び規格値」に記載

# 9-4. 写真管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

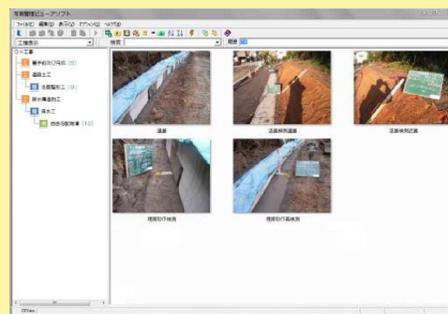
電子納品において写真管理ソフトを使う場合は、ソフトのデータをビューアとともに提出し、写真帳形式での提出は不要!



詳しくは49～50ページ参照

紙の場合の工事写真帳に近いイメージの写真帳をPDFやドキュメント形式で作成し格納する。写真目次は不要。

【写真管理ソフトのビューア例】



< Memo >

# 9-5. 写真管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

二次製品の集水柵を複数設置する場合は、柵のタイプ毎に代表写真での管理可！

## ①【集水柵 施工状況】

※施工方法が同一であれば、施工状況写真は代表写真で可



①床掘



②基面整正



③床掘完了



④基礎碎石  
転圧状況



⑤基礎工完了



⑥柵設置



⑦転圧・埋戻



1号柵完成

## ②【集水柵 使用材料】



形状寸法



※タイプ毎の  
代表写真で可

①施工方法が同一であれば、施工状況写真は代表写真で可  
②二次製品の形状寸法、③基礎工の寸法が同一であれば、  
寸法管理写真は代表写真で可

## ③【1号集水柵 基礎工】



幅



厚さ

※タイプ毎の代表写真で可

## ④【集水柵 完成写真】



2号柵



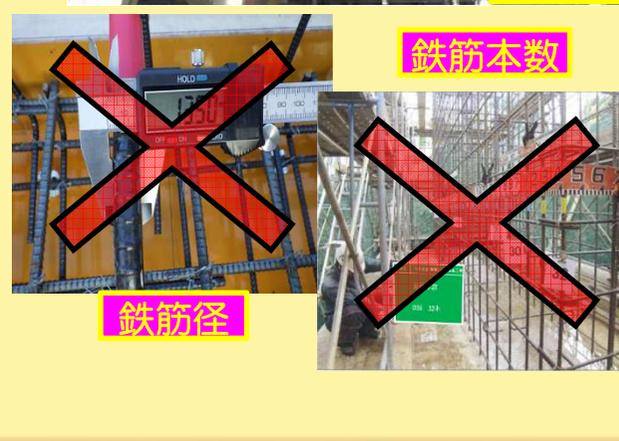
3号柵

※完成写真は、省略不可

# 9-6. 写真管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

鉄筋工組立ての管理写真は  
「平均間隔」、「かぶり」、「全景」のみとし、  
「鉄筋径」、「鉄筋本数」は不要！



## < Memo >

### 重要

鉄筋径などの形状寸法や使用数量は、組立前の管理のみで可

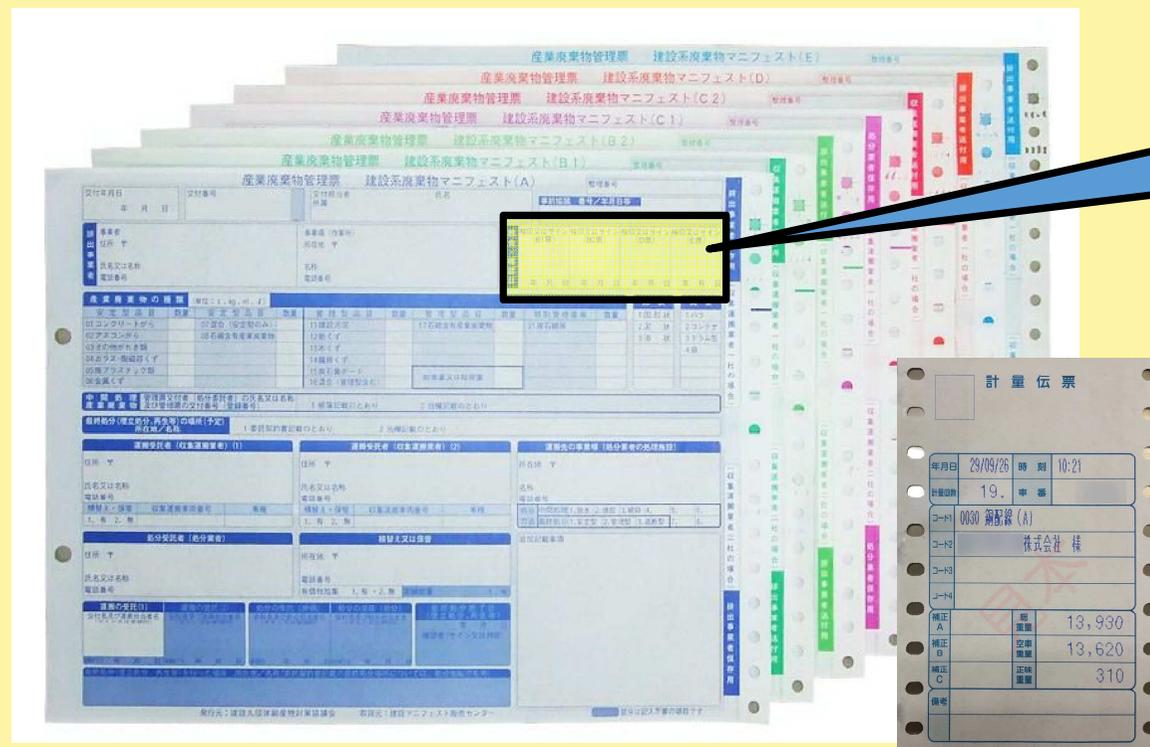
形状寸法	各品目毎に1回 (使用前)
使用数量	各品目毎に1回 (使用前)
保管状況	各品目毎に1回 (使用前)
品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回 (使用前)
検査実施状況	各品目毎に1回 (検査時)



# 10-1. 建設副産物

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

契約書、計量伝票、マニフェストは、原本を提示!



## < Memo >

- ・ A表の照合・確認欄に日付、検印（サインでも可）があるかチェック
- ・ 許可書は、写しを提示

※電子マニフェストを導入すれば事務の簡素化が図られます。

### 【導入のメリット】

事務処理の効率化(事務負担の軽減)

- ・ 操作が簡単で手間がかからない
- ・ マニフェスト(現物)の保存が不要
- ・ 廃棄物の処理状況の確認が容易
- ・ 終了報告の送付の手間を省くことができる(処理業者)
- ・ 過去5年間に登録したマニフェスト情報を容易に照会できる
- ・ 照会したマニフェスト情報のダウンロード(集計・加工)が可能
- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要  
(大分県のホームページより)

# 11-1. その他

前回の赤色 ⇨ 緑色  
今回の改訂 ⇨ 赤色

「建設資材の購入調書」「大分県リサイクル認定製品の購入調書」「下請契約調書」は提出不要！

別紙 様式-1  
「建設資材の購入調書」

工事名：平成28年度防犯地改別第6-3号道路改良工事  
請負会社名：明次  
当初契約金額：35,237,\*\*\*

別紙 様式-1  
「大分県リサイクル認定製品の購入調書」

工事名：平成28年度防犯地改別第6-3号道路改良工事  
請負会社名：明次工業株式会社

◇大分県リサイクル認定製品を使用しない場合

分類名：大分県リサイクル認定製品を使用しない理由

別紙 様式-1  
「下請契約調書」

工事名：平成28年度防犯地改別第6-3号道路改良工事  
元請負会社名：明次工業株式会社  
監理(主任)技術者名：酒野 大輔  
工事施工場所：大分県別府市大字東山  
当初契約金額：55,277,948

下請形態	下請会社名	主任技術者の有無	下請金額(千円)	下請業務種別	県内以外	下請会社 県内	県外
一次下請	九條プロテック株式会社	有	3,000	舗装工・取捨挿入工		○	
一次下請	株式会社大成組	有	6,380	法面工・植生工		○	
二次下請	小代園印工業株式会社	有	260	法面工・植生工		○	
一次下請	三栄建設工業株式会社	有	260	足場工		○	
				県内下請契約	33,847		4
				県外下請契約			
				下請契約合計	33,847		4

※下請金額の単位は千円とする。下請金額が確定していない場合は、予定額を記入すること。  
※下請金額は契約金額とすること。

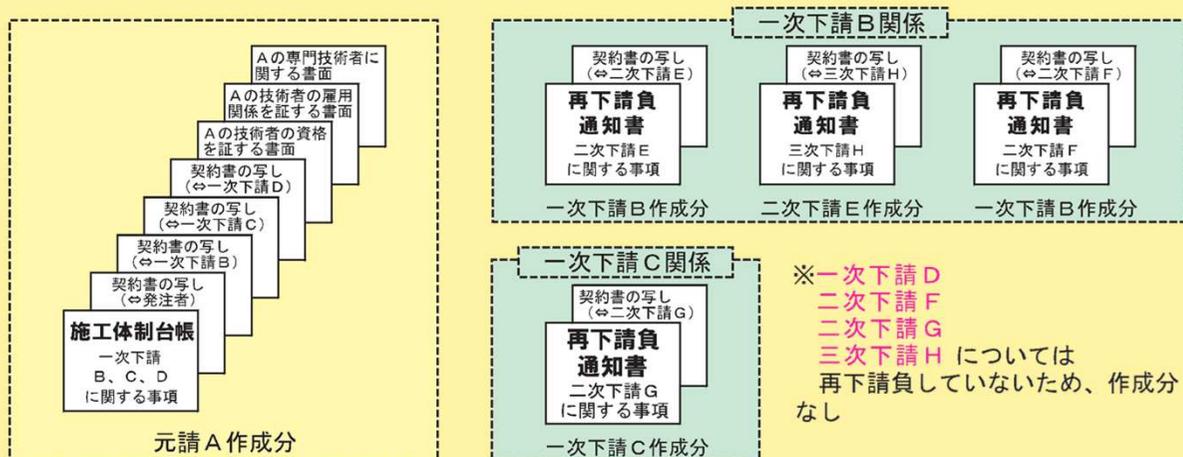
< Memo >

# 11-2. その他

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

施工体制台帳は、検査用に最終台帳の作成、整理は不要！

図 2-2 施工体制台帳の構成 (重要)



※国土交通省ホームページより

## < Memo >

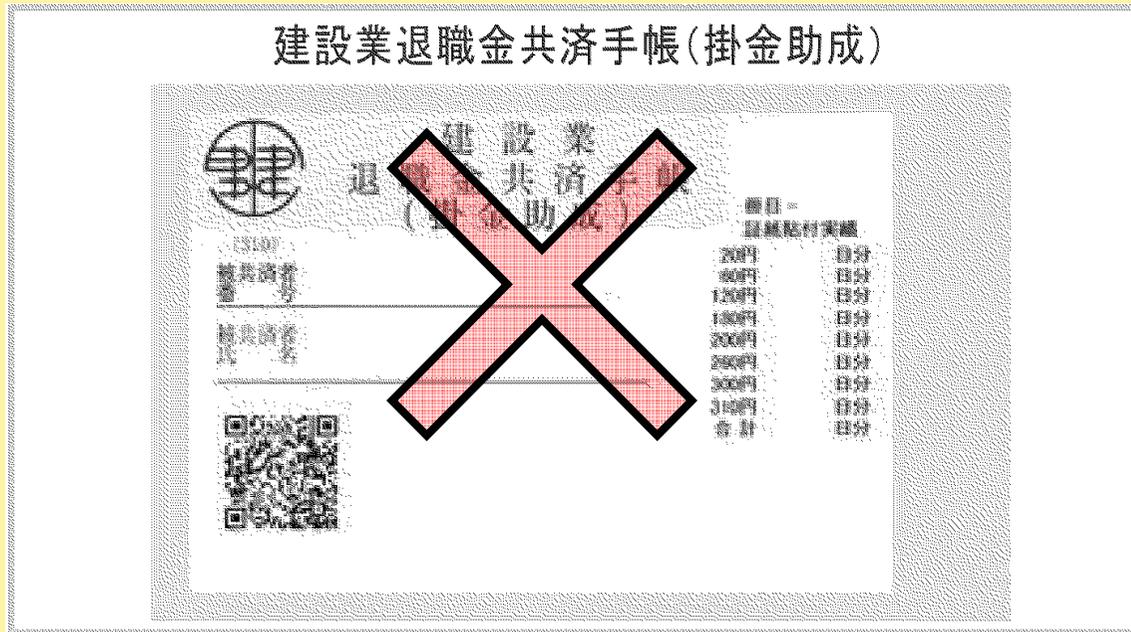
- 下請契約後速やかに、その都度“写し”を提出
- 原本は、現場で保管
- 検査用に、最終のものを取りまとめて提出する必要なし

# 11-3. その他(一部改訂)

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

建退共の資料は、受け払い簿のみ提出!

建設業退職金共済手帳(掛金助成)



## < Memo >

- 手帳の写しは不要
- 出面表、受領書、辞退届、**建退共掛金充当実績総括表**は原本を提示

※「建退共掛金充当実績総括表」の様式は、下記HPに掲載(様式031号)  
[https://www.kentaikyo.taisyokuki.n.go.jp/download/f\\_kanyu.html](https://www.kentaikyo.taisyokuki.n.go.jp/download/f_kanyu.html)

# 11-4. その他

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

検査状況写真は、6枚以内が目安！



## < Memo >

- 1 ペーパー（裏表）が目安
- 書類検査状況は 1 枚で可
- 表紙も不要
- 検査の状況が分かればよく、工種が多い場合でも代表的な写真でOK

# 11-5. その他

前回の赤色 ⇨ 緑色  
今回の改訂 ⇨ 赤色

再生資源利用実施書／利用促進実施書は提出不要！  
コブリスの工事登録証明書のみ提出！

作成日：2019年06月04日  
工事ID：7813547

建設業許可番号：国土交通大臣(一般)999999  
(株)〇〇建設 殿

一般財団法人 日本建設情報総合センター

建設副産物情報交換システム工事登録証明書  
(計画・実施)

本証明書は、下記の工事が2019年06月04日現在、建設副産物情報交換システムに登録されていることを証明するものです。

記

工事概要

調査区分：計画・実施  
発注機関：副産物センター メンテナンス1  
請負会社名：(株)〇〇建設  
会社所在地：東京都港区赤坂7丁目10番20号 〇〇ビル5F  
工事名：〇〇町〇〇号館修繕工事  
工事場所：東京都港区赤坂7丁目10番20号  
工期：2019年04月01日 ～ 2022年05月01日  
請負金額：8,800,000円(税込)  
工事概要等：

様式1 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー

1. 工事概要

2. 建設資材利用実績

品名	数量	単位	搬入日時	搬入場所	搬入方法	搬入状況	搬入確認	搬入記録	搬入写真	搬入備考
コンクリート	100	m <sup>3</sup>	2019/04/01	〇〇町	トラック	搬入完了	〇	〇	〇	
鉄筋	100	t	2019/04/01	〇〇町	トラック	搬入完了	〇	〇	〇	
砕石	100	m <sup>3</sup>	2019/04/01	〇〇町	トラック	搬入完了	〇	〇	〇	
砂	100	m <sup>3</sup>	2019/04/01	〇〇町	トラック	搬入完了	〇	〇	〇	
土	100	m <sup>3</sup>	2019/04/01	〇〇町	トラック	搬入完了	〇	〇	〇	
その他										
合計										

様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

1. 工事概要

2. 建設副産物搬出実績

品名	数量	単位	搬出日時	搬出場所	搬出方法	搬出状況	搬出確認	搬出記録	搬出写真	搬出備考
コンクリート	100	m <sup>3</sup>	2019/04/01	〇〇町	トラック	搬出完了	〇	〇	〇	
鉄筋	100	t	2019/04/01	〇〇町	トラック	搬出完了	〇	〇	〇	
砕石	100	m <sup>3</sup>	2019/04/01	〇〇町	トラック	搬出完了	〇	〇	〇	
砂	100	m <sup>3</sup>	2019/04/01	〇〇町	トラック	搬出完了	〇	〇	〇	
土	100	m <sup>3</sup>	2019/04/01	〇〇町	トラック	搬出完了	〇	〇	〇	
その他										
合計										

## < Memo >

- ・監督員は、実施書の内容をコブリスシステムにて確認
- ・利用計画書、利用促進計画書は、施工計画書に添付して提出

# 11-6. その他

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

元請一下請間の検査、引受書は、提示のみ！

**【例】** 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(元請会社側) 殿

(下請会社側) 印

引き取り検査願

下記工事について、完成したので引き取り検査をお願いします。

工 事 名 令和〇〇年度 〇〇〇第〇-〇号 〇〇〇〇工事  
検 査 希 望 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

---

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(下請会社側) 殿

(元請会社側) 印

工事目的物引受書

上記引き取り検査願のあった工事について、工事目的物を引き受けします。

検 査 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

## < Memo >

- ・受発注者間で行うように、元請下請間でも行うもの
- ・提示書類はコピーでもOK

### < 参考 >

#### 建設工事標準下請契約約款

(検査及び引渡し)  
第二十七条 下請負人は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって元請負人に通知する。  
2 元請負人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく下請負人の立会いの上工事の完成を確認するための検査を行う。この場合、元請負人は、当該検査の結果を書面をもって下請負人に通知する。

# 11-7. その他

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

「工事特性」に関する実施状況の資料は提出不要！

別添様式1-1

## 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(土木・設備工事)

項目	評価内容	対応事項等
<input type="checkbox"/> 工事特性 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	<input type="checkbox"/> 構造物の特殊性	・規模が特殊な工事（構造物）等 ・形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事（構造物）等 ・その他
	<input type="checkbox"/> 都市部等の作業環境、社会条件	・地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に対する対応等 ・周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響に対する対応等 ・周辺住民等に対する騒音・振動等の環境対策等 ・現道上等の交通規制等 ・緊急時の対応等 ・広範囲な施工箇所への対応等 ・その他
	<input type="checkbox"/> 厳しい自然・地盤条件	・特別な地盤条件への対応等 ・自然条件（雨・雪・風・気温・波浪等）の影響への対応等 ・急峻な地形及び土砂崩壊危険渓流内の対策等 ・動植物等の自然環境の保全への配慮等 ・その他
	<input type="checkbox"/> 長期工事における安全確保	・12ヶ月を超える工期等 ・その他
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「工事特性」で評価するほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 施工	・施工に伴う機械、器具、工具、装置に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 ・コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫 ・施工方法の工夫 ・施工環境の改善

< Memo >

# 11-8. 安全管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

過積載防止、地下埋設物・架空線等事故防止の取り組み資料は、様式のみ提出！

過積載防止の取り組みに関する実施状況

工事名	
(説明)	/

地下埋設物、架空線等事故防止の取り組みに関する実施状況

工事名	
(説明)	/
(添付図、写真等)	

< Memo >

・様式を使い、取り組み内容が分かるように1ペーパーで提出

# 4. 電子納品運用ガイドライン(写真管理)

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

## 1. 写真データの取扱い

写真は、「写真管理基準」に定める撮影頻度に基づき、デジタルカメラ等で撮影した工事写真をJPEGファイル等で格納すること。

### ①有効画素数とファイル名について

・デジタルカメラの有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標（100万画素程度。参考SXGA（1280×1024）で約130万画素）として設定すること。（高画素の写真が必要な場合は、監督員と協議すること）

・基本のファイル名称は下記のとおりとする。ただし、写真管理ソフトを用いて整理・集約する場合等は特にファイル名を変更する必要はない。



注1 フォルダ内に写真が1ファイルのみの場合は省略できるものとする。

### ②写真の日付について

写真データの日付管理については、必須条件ではないが、常時デジタルカメラの日付設定を行い、データに記録しておくことが望ましい。（電池交換時に日付がクリアになる場合があるので注意すること。）

### ③写真の編集について

写真ファイルの編集については、原則認めないが、回転、パノラマ、つなぎ写真、補足説明のため文字等の追加等は行ってもよい。

### ④データの整理方法について

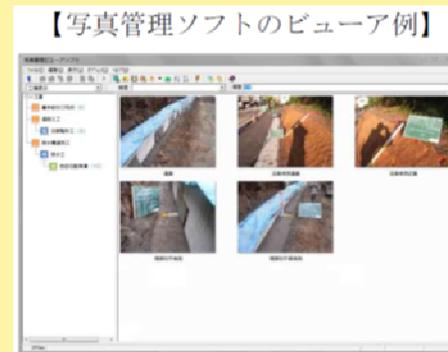
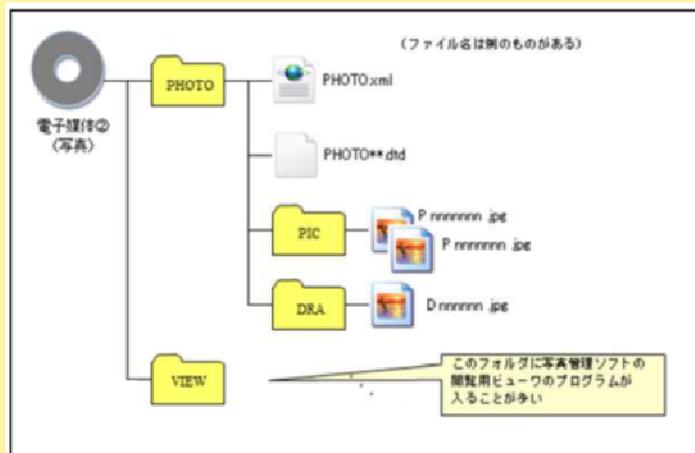
データの整理は、i) 写真管理ソフト等を使う場合、ii) 写真管理ソフトを使わない場合の2つの方法があるので、どちらかを選択すること。

いずれにしても、必要な写真を速やかに見ることができる（取り出せる）ように、必ず整理して管理しておくこと。

# 4. 電子納品運用ガイドライン(写真管理)

前回の赤色 ⇄ 緑色  
今回の改訂 ⇄ 赤色

- i) 写真管理ソフトを使う場合  
写真管理ソフトのデータをビューアとともに、そのまま格納すること。



- ii) 写真管理ソフトを使わない場合  
従来の紙媒体である工事写真帳に近いイメージの写真帳データをPDFやドキュワークス形式で作成すること。(オリジナルデータから直接PDFやドキュワークスファイルを作成すること。)



紙の場合の工事  
写真帳に近いイ  
メージの写真帳を  
PDFやドキュワー  
クスで作成し格納  
する。  
データに目次を付け  
る。



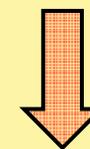
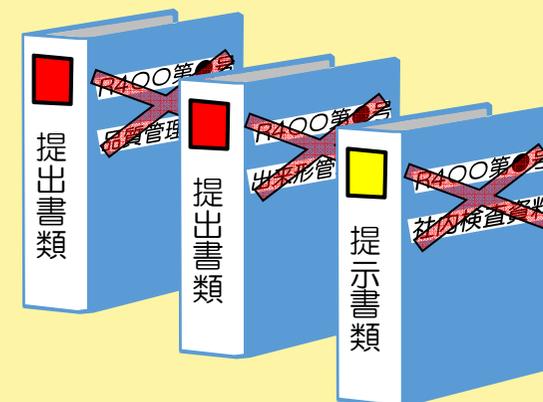
図 2-3 写真管理ソフト等を使わない場合のフォルダ構成例

# 5. 工事書類の整理例

工事書類の整理方法は、下記例を参考にしましょう



ファイルのタイトルは背表紙のみで可



表紙タイトルは不要

